

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.19

〔共通〕 問1 防災管理者を定めることとされている建築物その他の工作物において、当該防災管理者が被害の軽減のため防災管理上必要な業務を行うべき災害として消防法令に規定されていないものを1つ選べ。

- (1) 地震
- (2) 豪雨
- (3) 生物剤若しくは毒素の発散又はこれらの発散のおそれがある事故により生ずる特殊な災害
- (4) 放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又は放出のおそれがある事故により生ずる特殊な災害

〔消防用設備等〕 問1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 特別養護老人ホームの関係者が設備等技術基準に従って自動火災報知設備を設置したときは、当該施設の面積にかかわらず、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。
- (2) 消防長又は消防署長が、火災予防上必要があると認めて消防機関の検査を受けなければならない防火対象物として、延べ面積が300㎡の共同住宅を指定している場合であって、当該共同住宅の関係者が設備等技術基準に従って消火器を設置したときは、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。
- (3) 延べ面積1万㎡の物品販売業を営む店舗の関係者が設備等設置維持計画に従って特殊消防用設備等を設置したときは、その旨を総務大臣に届け出て、検査を受けなければならない。ただし、当該特殊消防用設備等は検査を受けなくてもよい設備として定められたものではないものとする。
- (4) 防火対象物に非常警報器具のみを設置した場合は、当該防火対象物の用途、規模にかかわらず消防長又は消防署長の検査を受ける必要がない。

〔消防用設備等〕 問2 誘導灯及び誘導標識に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設ける必要がある。
- (2) 通路誘導灯は、避難の方向を明示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に、避難上有効なものとなるように設ける必要がある。ただし、当該通路誘導灯は、階段に設けるものではないものとする。
- (3) 客席誘導灯は、客席に、客席内の通路の床面における水平面について計った客席の照度が0.1ルクス以上となるように設ける必要がある。
- (4) 令別表第一(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分に、消防法令に適合するように避難口誘導灯又は通路誘導灯を設置したときは、これらの誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。

答
解説

- (1) 消防法施行令第45条第1号。
- (2) 豪雨は災害対策基本法第2条第1号に規定する災害ではあるが、防災管理者が被害の軽減のため防災管理上必要な業務を行うべき災害として消防法令に規定されていない。
- (3) 消防法施行規則第51条の3。
- (4) 消防法施行規則第51条の3。

答
解説

- (1) 消防法第17条の3の2、同施行令第35条第1項第1号。
- (2) 消防法第17条の3の2、同施行令第35条第1項第3号。
- (3) 消防法第17条の3の2、同施行令第35条第1項第2号。特殊消防用設備等を設置した場合も消防用設備等を設置した場合と同様に、その旨を総務大臣ではなく消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。
- (4) 消防法第17条の3の2、同施行令第35条第2項。

答
解説

- (1) 消防法施行令第26条第2項第1号。
- (2) 消防法施行令第26条第2項第2号。
- (3) 消防法施行令第26条第2項第3号、同施行規則第28条。客席内の通路の床面における水平面について計った客席の照度が0.2ルクス以上となるように設ける必要がある。
- (4) 消防法施行令第26条第3項。

【防火査察】問1 防火査察に関する記述のうち、適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第4条に基づき立入検査を実施する場合においては、市町村長の定める証票を携行し、関係者の請求があるときはこれを示さなければならない。
- (2) 原則として、命令の前段的措置として行われる警告は、性質上行政指導にあたるが、関係者に強い強制力を持つことから、行政不服審査法の定めるところにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。
- (3) 個室ビデオが入居するいわゆる雑居ビルの立入検査を実施した際、避難に支障になる段ボールが階段に存置されているのを発見し、管理について権原を有する者が指導に従わない場合は、消防署長等に確認を取ることなく、その場で直ちに消防法第5条の3第1項の除去命令を発動することができる。
- (4) 防火管理者が未選任となっている管理について権原を有する者に対し、消防法第8条第3項の命令を発動した場合は、標識を設置する等の方法でその旨を公示するか否かについては、消防長又は消防署長が判断することができる。

【防火査察】問2 違反処理に関する次の記述のうち、適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防署長が消防法第5条第1項の措置命令を発動した場合の当該命令についての不服申立ては、命令を受けた日から60日以内にしなければならない。
- (2) 消防法第3条第2項に規定するいわゆる略式の代執行とは、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる「戒告及び代執行令書による手続」を省略した手続である。
- (3) 消防長が消防法第17条の4第1項の規定に基づき自動火災報知設備の設置命令を防火対象物の関係者で権原を有する者に発動する場合は、命令を行う事前手続として必ず聴聞を実施しなければならない。
- (4) 消防法に規定されている罰則には、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定があるが、消防法第17条の3の3に規定する報告をしない場合の罰則は命令違反を前提とする罰則規定である。

【危険物】問1 自動火災報知設備を設けなければならない製造所等に該当しないものはどれか。

- (1) 一方のみが開放されている屋内給油取扱所
- (2) 製造所又は一般取扱所のうち、延べ面積が500㎡以上のもの
- (3) 軒高が6 m以上の平屋建ての屋内貯蔵所
- (4) 上部に上階を有する給油取扱所
- (5) 特定屋外タンク貯蔵所

【危険物】問2 危険物取扱者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。
- (2) 丙種危険物取扱者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験を有する者は、甲種危険物取扱者試験を受けることができる。
- (3) 乙種危険物取扱者試験の試験科目は、「燃焼及び消火に関する基礎知識」「危険物の性

答

解説

- (1) 「関係者の請求」ではなく「関係のある者の請求」である。
- (2) 警告は行政指導であり、行政処分ではないことから、行政不服審査法の適用はない。
- (3) 消防法第5条の3第1項による。
- (4) 消防法第8条第5項により、消防法第8条第3項の命令を発動した場合は、公示をしなければならない。

答

解説

- (1) 消防法第6条により消防法第5条第1項の命令に対する不服申立ての期間は30日以内である。
- (2) 違反処理マニュアルによる。
- (3) 消防法第17条の4第1項の命令は、遵守すべき事項が法令において技術的な基準が明確にされているので、行政手続法第13条第2項を適用し、聴聞・弁明の機会の付与は不要と考えられる。
- (4) 消防法第17条の3の3に規定する報告をしない場合の罰則は、消防法第44条第1項第11号により直接の罰則規定に該当する。

答

解説 火災発生時の拡大危険性が高く、消火や避難などの応急措置を迅速にとる必要のあるものには、自動火災報知設備の設置が義務付けられている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する規則第38条

危険物の規制に関する政令第21条

答

解説 危険物施設の保安を人的な面から確保するため、危険物の取扱いに関する知識及び技能を有する者（危険物取扱者）に危険物の取扱い作業、取扱作業の立会いを行わせることと

- 質並びにその火災予防及び消火の方法」「危険物に関する法令」である。
- (4) 丙種危険物取扱者は、第4石油類の危険物取扱作業關して立ち会うことができる。
- (5) 市町村長等は、危険物取扱者が危険物関係法令の規定に違反しているときは、危険物取扱者免状の返納を命ずることができる。

されている。

〔参照条文〕消防法第13条の2、第13条の3

危険物の規制に関する規則第49条、第55条

昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (1)

問2 答 (ア) 四
(イ) 職員
(ウ) 会計管理者
(エ) 条例
(オ) 予算

〔地公法〕

問1 答 (3)

問2 答 (1)

〔消防組織〕

問1 答 (2)

問2 答 (ア) 法律又はこれに基づく政令
(イ) 広域化対象市町村
(ウ) 広域消防運営計画
(エ) 消防本部の位置及び名称
(オ) 国の援助等

問3 答 (3)

〔消防法規〕

問1 答 順に、火災、初期、消火活動、消防機関、通報、在館者、避難、誘導、火災、自衛消防組織。

問2 答 順に、関係機関、通報、在館者、避難、誘導、火災、以外、自衛消防組織。

問3 答 (1)、(5)

問4 答

- ・点検を行った日から起算して1年後の年月日
- ・権原を有する者の氏名（管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）
- ・点検を行った防火対象物点検資格者の氏名

〔消防設備〕

問1 答

- (1) 誤りなし(消防法第17条の6参照)。
(2) 甲種消防設備士は、消防法第17条の5の規定に基づく政令で定める工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の10日前までに、総務省令で定めるところにより、工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない(消防法第17条の14参照)。

(3) 誤りなし(消防法第17条の10参照)。

問2 答 (1)、(2)

問3 答 (4)

問4 答 (4)

問5 答 (4)

問6 答 (2)

問7 答 (1)

問8 答 (3)

〔火災原因調査〕

問1 答 (2)、(4)

〔防災〕

問1 答 (4)

〔危険物〕

問1 答 (5)

問2 答 (1)

〔防災〕

- 問1 答 ①国土 ②生命 ③災害
④地方公共団体
⑤責任の所在
⑥防災計画の作成
⑦災害応急対策
⑧財政金融措置 ⑨総合的
⑩計画的 ⑪社会の秩序
⑫公共の福祉 ⑬目的

問2 答 (3)

問3 答 (2)

〔救急〕

問1 答 (5)

〔救助〕

- 問1 答 ① 消防署の数
② 長
③ 発生状況
④ 人口
⑤ 増減

〔石油コンビナート〕

問1 答 (3)

問2 答 (5)

〔原子力〕

問1 答 (3)

問2 答 (4)

〔無線法規〕

問1 答 (2)

〔無線工学〕

問1 答 (4)

〔国民保護〕

問1 答 (2)

問2 答 (3)、(5)

〔警防〕

問1 答 (5)

問2 答 (4)

問3 答 (2)

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (1)

〔人事管理〕

問1 答 (1)

〔消防財政〕

問1 答 (3)

〔警防〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (3)
- 問3 答 (4)

〔救急〕

- 問1 答 (3)

＝救急救命士国家試験問題模擬テスト＝

〔一般問題〕

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (2)、(4)

問3 答 (2)

問4 答 (4)

〔状況設定問題〕

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (3)、(4)

―― 予防技術検定模擬テスト ――

〔共通〕

- 問1 答 (2)

〔消防用設備等〕

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (3)

〔防火査察〕

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (2)

〔危険物〕

- 問1 答 (5)
- 問2 答 (1)

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

現在、地方財政も逼迫の度を増している折、行政の効率性が強く求められていることから、職員の間には心理的な余裕がなくなってきている状況が生まれており、上司と部下や部下職員同士、さらには情報公開を執拗に求める市民との間でなかなかお互いの意志が通じず、激しく自己主張が展開されることも少なくない。また、年齢差からくる世代間の偏見や誤解なども職員間で意思疎通が妨げられる大きな原因になっており、結果的に相互の対立が喧嘩や中傷を惹き起し、こうしたことがさらに悪循環を繰り返して深刻な感情問題を招くことも珍しいことではない。そんな中、職員が業務に従事している際に不幸にして喧嘩になり、負傷を負わせられるという事態も想定できることから、このような場合には事後的に公務災害の適用について十分配慮しなければならない。

一般に、公務災害が認定されるには、その負傷事故に業務遂行性が認められなければならない。そして、その負傷事故が公務に起因（公務起因性）して発生したことを要する。ここで公務起因性があるか否かの判定は、公務と負傷事故との間に経験則に照らして相当因果関係が認められなければならない。しかし、結局は、負傷の結果が公務に内在する危険から生じたものかどうかで判断されることになってくる。

こうした公務災害の認定要件を前提に、公務遂行性と公務起因性という点について考えてみると、職員同士が、一つの共同

業務に従事する際に、当該業務の進め方などに関して主張が昂じ、口論となり、喧嘩になったようなケースでは、その共同業務自体がお互いの協力なしには成り立たないとすれば、公務遂行性は認め得るものと考えられる。ただし、当該負傷が公務に内在する危険から生じたものといえるかどうかは不確定であり、この点で公務起因性を認めることは、極めて難しいものと考えられる。また、公務中に業務とは関係のない話題で激昂し、口論となって負傷事故が起ったような場合にも、公務遂行性は当然として、公務起因性も否定されるものといえる。何故なら、この場合は、そもそも負傷を招いた原因が業務に関連した話題が昂じての事故ではなく、あくまで私的な話題に起因して生じているからである。他方、情報開示を求めてきた市民との間で感情的な軋轢が生じ、職員が負傷させられたような場合には、これは勿論、公務遂行性も公務起因性も両方とも認められるものと考えられる。

情報開示を執拗に求める市民とこれらの業務を担当する職員の間には、一般的に感情の軋轢が生じ易く、市民の行政機関に対する不信感から怒りをかうことが多いことは、通常、容易に想像できるからである。その意味では、職員同士又は市民との間で意思疎通を欠き、険悪な関係が生じやすいことを予測することは当然可能であるから、日常の業務の中でしっかり配慮していくことが大切なのではないだろうか。

地域防災力を高める

◆ 山崎 登 著（NHK解説委員） 四六判／344頁 定価1,890円（〒290円）

全国で行われている地域防災（洪水、地震、津波、土砂災害、火山の噴火）の取り組み、消防団を含む消防の活動、防災シンポジウムの作り方、進め方をわかりやすく紹介した防災担当者必携の一冊。

近代消防社 〒105-0001東京都港区虎ノ門2丁目9番16号（日本消防会館内） TEL03-3593-1401 FAX03-3593-1420

「やった」といえる
シンポジウムを！

